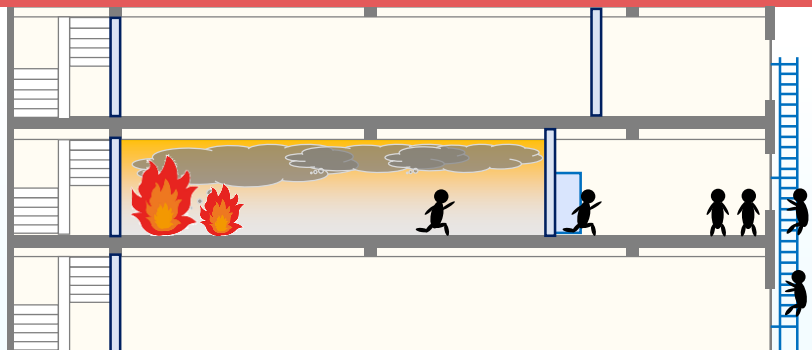


福岡市建築物火災安全改修事業の補助制度について

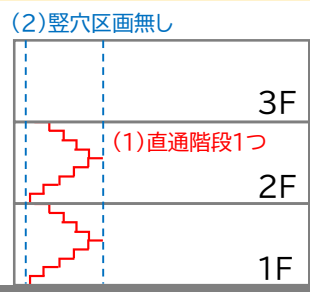


令和6年11月1日より
募集開始

既存建築物の防火上・避難上の安全性の向上を図るため、
火災安全対策に係る改修に必要な費用を**補助**します

1 補助対象建築物

- 住宅以外の用途で、3階以上の建築物であること
- 火災時に多数の者に危険が及ぶ恐れがある建築物として次に掲げるいずれかの要件に該当するものであること
 - (1) 直通階段が1つである建築物であること
 - (2) 直通階段等の縦穴部分が防火・防煙区画化されていない建築物であること
- 法第6条第1項の確認済証の交付を受けた建築物であること
- 建築基準法その他の建築に関する法令に違反していない建築物であること



2 補助対象者

- 補助対象建築物の所有者等であること
- 市税の滞納がないこと
- 補助事業の対象となる経費に関し、本制度又は他の制度による補助金の交付を受けておらず、かつ、他の制度による補助金の交付を受ける予定のないものであること

3 補助対象工事

- 次の火災安全改修に要する費用
- ①直通階段の増設
 - ②避難上有効なバルコニーの設置
 - ③退避区画の設置
 - ④直通階段などの防火・防煙区画の設置
- ※改修の結果「火災安全改修ガイドライン」に即したことになること

4 補助金額

対象工事費用の2/3、かつ下記補助上限額以内

改修内容	補助上限額
全体(①～④の合計)	150万円 × n階
①直通階段の増設	140万円 × (n-1)階
②バルコニー設置	80万円 × n階
③退避区画設置	100万円 × n箇所
④縦穴区画設置	50万円 × n箇所

n:改修を行うフロア数

※火災安全改修の概要

④直通階段などの防火・防煙区画化
遮炎・遮煙性能を有する防火壁・防火戸の設置



①直通階段の増設

③退避区画の設置

- 【戸】
- ・不燃性能・遮煙性能
 - ・常時閉鎖式又は煙感知器連動の随時閉鎖式
 - ・開放後に自動で閉鎖
- 【開口部】
- ・避難器具を設置
- 【壁】
- ・準耐火構造又は不燃材料

②避難上有効なバルコニーの設置 (タラップ等)

裏面に続く

5 補助金交付までの流れ

事前協議



※事前協議が必要です。

補助申請にあたっては、補助対象要件等の確認のため、事前協議を行っていただきます。

必要書類を添付の上、事前協議書の提出をお願いします。

補助金交付申請



※事前協議書の写しを添付

補助金交付決定



※交付決定前の実施は補助対象となりません。

補助金交付決定前に、工事又はその契約を行ったものについては、補助の対象とはなりません。必ず補助金交付決定後に実施して下さい。

工事の実施



完了実績報告



※火災安全改修ガイドラインの周知

補助事業者が補助事業の対象となる建築物の所有者であって、当該建築物に賃借人がいる場合は、当該賃借人に対して火災安全改修ガイドラインの周知を図ってください。

補助金の確定



補助金の交付請求



補助金受領

※建物の維持保全

補助事業完了後も、建物の適正な維持保全をお願いします。

詳しくは福岡市HP及び補助金交付要綱をご確認ください

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/business/kenchiku/1.html>



問い合わせ先

福岡市住宅都市局建築指導部建築指導課

住所 福岡市中央区天神1丁目8の1

電話 092-711-4573 FAX:092-733-5584

E-mil kenchikushido.HUPB@city.fukuoka.lg.jp